

# 地震発生！ 我が家は大丈夫？

耐震化補助がより利用しやすく／シェルター設置にも補助

## 基準強度7割以上も補助の対象に

●木造住宅の耐震補助  
本年度から補助基準を緩和して、耐震強度を7割以上確保する工事も対象とします。

●補助額 最大120万円(補助率10/10) 基準強度以上の場合は最大180万円  
●補助要件

- ・耐震診断の結果、補強工事が必要であるもの
- ・市税に滞納がない方
- ・所定の強度が確保できる計画であるもの
- ・岐阜県木造住宅耐震相談士が設計監理を行うもの
- ・概ね年内に工事が完了するもの

●無料耐震診断  
申込期間 12月18日(金)まで  
木造住宅を所有される方を対象に、無料で耐震診断

を行う相談士を派遣する事業を実施しています。

●補助要件  
・市内に一戸建ての木造住宅を所有している方  
・市税の滞納がない方

●耐震診断の結果報告書の受け取りまでには、3ヵ月程度かかります。

●※木造以外の構造部分がある場合は対象外となります。  
●申込期間 11月30日(月)まで

## 耐震シェルターの設置に補助

●木造住宅耐震シェルター設置補助

本年度から木造住宅にお住まいの「災害時要援護者」を対象として、地震時に家屋の倒壊から身を守り、安全な空間を確保するための「耐震シェルター」の設置費用の補助制度を創設しました。



中央の白い工作物が耐震シェルター

●補助額 最大30万円(補助率10/10)

●補助要件  
・市福祉課から災害時要援護者の登録を受け、一定の要件を満たす方

●耐震診断の結果、所定の強度がないもの  
・市税に滞納がない方  
・公共機関から評価を受けている耐震シェルターであるもの  
・概ね年内に工事が完了するもの  
●申込期間 12月18日(金)まで

問合せ先 都市整備課  
35-3159

## 長期優良住宅の認定制度スタート

「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」が平成20年12月に公布され、6月4日から新築住宅を対象として、長期優良住宅の認定申請の受付を開始します。認定を受けた住宅は、固定資産税の減額などの対象となります。

この住宅の建築を促進することで、建設産業廃棄物の減少、環境負荷の低減などが期待されています。

\*「長期優良住宅」とは、構造躯体の劣化対策、耐震性、維持管理・更新の容易性、可変性、バリアフリー性、省エネルギー性の性能を有するなどの基準を満たし、県または市から認定を受けた住宅をいいます。

### 認定申請の手続き窓口

岐阜県飛騨建築事務所、または都市整備課(規模・構造・建築場所によって異なります)

固定資産税の手続き窓口 税務課

問合せ先 都市整備課 35-3159  
税務課 35-3136

## アスベスト

## 調査や除去に補助

アスベスト(石綿)は肺がんや中皮腫を発症する発がん性が問題となり、現在では原則、製造・使用などが禁止されています。そのため、今年度より既存の建築物に使用されている吹き付けアスベスト含有調査と除去工事などについて補助制度を創設しました。

《アスベスト含有調査》

●補助額 最大25万円(補助率10/10)

●対象となる建築物 吹き付け建材にアスベストが含有されている恐れがある建築物

《アスベスト除去等工事》

●補助額 最大200万円(補助率2/3)  
●対象となる建築物 調査の結果、吹き付け建材にアスベストを含有する建築物

問合せ先 都市整備課  
35-3159